

**事業と雇用を承継する  
事業主を応援します！  
～雇用承継奨励金のご案内～**

倒産や廃業、事業所の閉鎖など事業の継続が困難になった企業から、事業又は施設・設備等を承継するとともに、その企業の従業員を5人以上正社員として雇い入れた場合に、一定額を助成します。

**奨励金**

対象労働者 1人当たり

中小企業50万円(大企業25万円)

※対象労働者50人分まで

**交付対象事業主**

- ①雇用保険適用事業主で、道内に事業所を有する事業主
- ②一定の要件を満たす事業の継続が難しくなった企業(被承継企業)から、事業又は施設・設備等を承継する事業主
- ③被承継企業の従業員を5人以上正社員として雇い入れ、3ヶ月以上継続して雇用し、奨励金交付後も継続して雇用することが見込まれる事業主。

**奨励金交付までの流れ**

事業を承継し、従業員を再雇用する前に、道に「雇用承継計画」を提出し、承認を受ける必要があります。

**お問い合わせ先**

北海道経済部労働局雇用労政課

計画・調整グループ

電話:011-204-5353

http://

[www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shoukei.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shoukei.htm)

インフォメーション

**裁判員制度  
～まもなく名簿記載  
通知を発送します～**

**☆裁判員制度実施2年目に向けて**

本年5月21日から裁判員制度が始まり、これまで円滑に実施されています。平成22年分の裁判員候補者名簿についても、全国の地方裁判所で昨年と同様に作成されます。

**☆裁判員候補者名簿記載通知について**

裁判員名簿に登録された方には、本年11月に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成23年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

また、裁判員候補の方の事情を早期に把握し、ご回答の内容により明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにして、ご負担を軽減するための調査票をお送りします。

なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提に、あらためて辞退のご希望をうかがいます。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

**エゾシカ狩猟期間における  
国有林の入林許可について**

エゾシカ狩猟期間(平成21年10月24日～平成22年3月28日)については、事故防止・安全確保の観点から、狩猟者以外の一般の方の国有林への入林を許可しないことしております。

ご理解とご協力をお願いします。

留萌北部森林管理署

電話:2-1151

しっかり届けます  
あなたの寄付金

赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございます。  
今年も地域の様々な福祉活動やボランティア活動のためにご協力をお願い致します。

